

○飯能市多世代同居・近居住宅リフォーム事業補助金交付要綱

平成29年3月17日

告示第77号

改正 令和5年3月15日告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅環境の向上による多世代世帯の移住・定住促進に資するとともに、経済対策として市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、多世代世帯としての同居・近居をするための住宅の修繕、補修又は増築の工事を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代同居等 第6条第1項の申請書を提出する時に1以上の者が市外に居住する2世代以上の親、子、孫等の直系親族(第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに当該市外に居住する者が補助対象住宅に転居するものに限る。)が、同居し、又は近居すること(市長が認めるものに限る。)をいう。この場合において、子、孫等の世代が最も下位である直系卑属で単身のもの(飯能市パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いに関する要綱(令和3年告示第368号)第6条の規定に基づき市長が認めた者(以下「パートナーシップ・ファミリーシップ届出者」という。)を除く。)は、1世代として数えないものとする。
- (2) 同居 市内に存する同一の住宅(前号の直系親族が所有するものに限る。次号において同じ。)に居住することをいう。
- (3) 近居 市内に存する2以上の別の住宅(賃貸住宅を除く。)に居住することをいう。
- (4) 補助対象住宅 市内に存する住宅で、第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに、所有者又はその直系親族(以下「所有者等」という。)が多世代同居等をする住宅(多世代同居等をする際に、市内に転入する者が居住するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 戸建て住宅にあつては、当該住宅及びこれに附属する施設
- イ マンション等の集合住宅にあつては、所有者等が専有する住宅部分
- ウ 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅(以下「併用住宅」という。)にあつては、所有者等が居住する住宅部分

(5) 補助対象工事 次のいずれにも該当する工事をいう。

ア 次のいずれかに該当する工事であること。

- (ア) 補助対象住宅の内外装の修理等に関する工事
- (イ) 補助対象住宅の居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良等に関する工事
- (ウ) 補助対象住宅の増改築又は間取りの変更に関する工事
- (エ) その他市長が適当と認める補助対象住宅に係る工事

イ 工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)が20万円以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象住宅の所有者等であつて、補助対象工事を発注したもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに市内に住所を有すること。
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)に未納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 工事用機械、工具等の購入費用
- (2) 住宅の外構工事に要する費用
- (3) 消費税及び地方消費税
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として適当でないと市長が認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に100分の10を乗じて得た額(当該額が10万円を超えるときは、10万円(補助金の交付を受けようとする住宅について、同一年度において飯能市住宅リフォーム事業補助金交付要綱(平成29年告示第78号)又は飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金交付要綱(平成29年告示第101号)に基づく補助金の交付を受けている場合は、40万円から当該交付を受けている補助金の額を控

除した額(当該額が10万円を超えるときは、10万円))とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事が併用住宅に係るものの場合で、屋根、壁等の住宅部分の工事について非居住部分を含めた建物全体にわたる工事が必要であるときの補助金の額は、当該工事に要する費用の額(消費税及び地方消費税の額を除く。)に、居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の100分の10に相当する額(当該額が10万円を超えるときは、10万円(補助金の交付を受けようとする住宅について、同一年度において飯能市住宅リフォーム事業補助金交付要綱又は飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、40万円から当該交付を受けている補助金の額を控除した額(当該額が10万円を超えるときは、10万円))とする。

3 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 一の住宅に対するこの要綱に基づく補助金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

5 前項の規定にかかわらず、当該住宅の所有者に変更があった場合は、一の住宅に対し、同一年度中再度の補助金の申請ができるものとする。この場合における第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「同一年度」とあるのは「所有者に変更があった日の翌日から当該年度の3月31日まで」とする。

6 補助対象工事が市内に事業所を有する法人(市の法人市民税に係る事業所の開設届を提出している者に限る。)又は市内に住所を有する個人事業主が行う場合における第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「10万円を超えるときは、10万円」とあるのは「40万円を超えるときは、40万円」と、「額(当該額が10万円を超えるときは、10万円)」とあるのは「額」とする。

7 同居・近居予定者に中学生以下の子(出産予定であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の子を含む。)がある場合には、第1項から第3項までの規定により算出した額に10万円を加算(飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金交付要綱(平成29年告示第101号)第5条第8項の規定による加算を受けている場合を除く。)するものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所在証明書又はそれに代わるもの(多世代同居等のうち近居をする場合にあっては、近居の対象となる住宅の所在証明書又はそれに代わるもの)
- (2) 工事前の補助対象住宅全体の写真及び工事予定部分の写真
- (3) 補助対象工事の見積書の写し
- (4) 同居・近居予定者のうち、世帯主の市税に未納がないことが確認できる書類
- (5) 申請者と申請者と多世代同居等をする者とが直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書(申請者と補助対象住宅の所有者とが異なる場合にあっては、申請者と当該所有者とが直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書を含む。)
- (6) 市内に転入を予定している者の住民票の写し
- (7) 同居・近居予定者にパートナーシップ・ファミリーシップ届出者がある場合は、当該同居・近居予定者がパートナーシップ・ファミリーシップ届出者であることを証する書類
- (8) 同居・近居予定者が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、補助対象工事の着工前に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ様式第3号を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を様式第4号により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る内訳書及び領収書の写し又は支払が確認できる書類
- (2) 補助対象工事の完了の状況が確認できる写真
- (3) 建築確認申請が必要な工事にあつては、建築基準法に基づく検査済証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書は、補助対象工事の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

(報告等)

第11条 市長は、必要と認める場合は、第6条第1項の申請書の提出のあった補助対象工事に関し、報告を求め、又は現地調査を実施することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。